

練馬区告示第 3 4 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、同条第 2 項および練馬区会計事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 3 号）第 42 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 3 日

練馬区長 吉 田 健 一

1 指定納付受託者の名称および住所または事務所の所在地ならびに指定納付受託者が納付する歳入等の内容

指定納付受託者	歳入等の内容
ルミーズ株式会社 代表取締役 佐藤 有道 長野県小諸市本町三丁目 2 番 25 号 菱屋本町ビル	(1) 住民票の写しおよび印鑑登録証明書 の交付に係る手数料 (2) 戸籍の全部事項証明および個人事項証明の交付に係る手数料
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 代表取締役 島本 茂弘 東京都品川区西五反田七丁目 7 番 7 号 SGスクエア 7 階	(3) 特別区民税・都民税の納税証明、課税証明および非課税証明の交付に係る手数料

2 指定日

令和 8 年 7 月 1 日